

新潟市月潟地区公民館使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市月潟地区公民館使用料の収納を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

新潟市長 中原 八一

収納事務を行う場所	収納事務受託者
新潟市南区月潟535番地 新潟市月潟地区公民館	公益社団法人新潟市シルバー人材センター 理事長 若林 孝